

平成30年度有料老人ホーム一般検査における改善・指導事項

改善・指摘事項上位内訳

(平成31年1月末現在 137件の改善・指導を行いました。)

A	緊急時の対応（事故災害に係る計画策定及び訓練の実施）	10%
B	運営懇談会の設置等	9%
C	管理者等職員の配置	9%
D	身体拘束等の適正化（委員会、指針、研修）	9%
E	職員の研修	7%
F	苦情解決の方法	6%
G	事故発生の防止の対応	6%
H	職員の衛生管理	6%
I	身体拘束等実施時における記録	5%
J	個人情報への取扱い	4%
K	事故発生時の対応	4%
L	重要事項の説明等	3%

代表的な改善・指導事項の例	
A	地震災害等に迅速かつ適切に対応できるよう、避難訓練、消火訓練など必要な訓練を定期的実施すること。
B	運営懇談会の設置等について、要綱等を整備して設置・運営に努めること。
C	辞令・雇用条件通知書等により、従業者が当該事業所の従業者であることや施設内の配置状況について明確にすること。また、法人役員等給与計算上勤務時間を管理していない従業者においても勤務状況を記録すること。
D	身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないので留意すること。 (1)身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を三月に

	<p>一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底すること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
E	職員の研修について、介護職員等の資質向上のため、高齢者の虐待防止や人格尊重などをテーマとして定期的・計画的に実施すること。
F	<p>苦情対応マニュアルの整備を行うこと。</p> <p>また、苦情があった際は、その内容と対応、原因、改善策等を記録として残し、サービスに質の向上に役立てること。</p>
G	事故防止について、いわゆるヒヤリ・ハット事例を幅広く収集する方策を検討し、収集できた情報を分析することにより、事故の未然防止に努めること。
H	職員の心身の健康に留意し、健康状態の把握のため、定期的に健康診断を行うこと。
I	緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
J	秘密保持について、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
K	事故発生時の対応において、知事に報告が必要な事故が発生したにもかかわらず、報告がなされていないので、改めること。
L	重要事項の説明において、施設側の説明者の記録を行うこと。